

(別紙)

「オーストラリア連邦産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成11年4月5日 11農産第1360号 農蚕園芸局長通知) 一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>オーストラリア連邦産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒実施の確認</p> <p>告示7の(3)のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が<u>摂氏1.0度、摂氏2.1度又は摂氏3.1度</u>であることを部屋ごとに4か所以上の生果実について確認すること。</p> <p>(イ) アの確認後、引き続き生果実の中心部の温度がスイートオレンジ、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラについては<u>16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.1度以下又は20日間摂氏3.1度以下、レモンについては14日間摂氏1.0度以下、16日間摂氏2.1度以下又は18日間摂氏3.1度以下</u>であることを、原則として1日1回以上確認すること。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 消毒の開始の確認</p> <p>告示7の(3)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が<u>摂氏1.0度、摂氏2.1度又は摂氏3.1度</u>であることをコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。</p> <p>(ウ)～(オ) [略]</p>	<p>オーストラリア連邦産スイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒実施の確認</p> <p>告示7の(3)のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア) 予備冷蔵により生果実中心部の温度が<u>1.0度</u>であることを部屋ごとに4か所以上の生果実について確認すること。</p> <p>(イ) アの確認後、引き続き生果実中心部の温度がスイートオレンジ、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラについては<u>16日間1.0度以下、レモンについては14日間1.0度以下</u>であることを、原則として1日1回以上確認すること。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 消毒の開始の確認</p> <p>告示7の(3)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が<u>1.0度</u>であることをコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。</p> <p>(ウ)～(オ) [略]</p>

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(3)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) [略]

(イ) 当該低温処理コンテナの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が、スウィートオレンジ、インペリアル、エレンデル、マーコット及びミネオラについては16日間摂氏1.0度以下、18日間摂氏2.1度以下又は20日間摂氏3.1度以下、レモンについては14日間摂氏1.0度以下、16日間摂氏2.1度以下又は18日間摂氏3.1度以下であることを確認すること。

エ [略]

4～7 [略]

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(3)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) [略]

(イ) 当該低温処理コンテナの自動温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が、スウィートオレンジ、インペリアル、エレンデル、マーコット及びミネオラについては16日間1.0度以下、レモンについては14日間1.0度以下であることを確認すること。

エ [略]

4～7 [略]